

港北区連合町内会 5月定例会

令和7年5月20日（火）午後3時00分から

港北区役所 1、2号会議室

○ 行政機関からの情報提供

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況ほか
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

港北区内の火災・救急状況について

議題

1 土砂災害警戒区域等の区域の見直しに関する現地調査について（周知依頼）

〔資料1〕

中野 神奈川県急傾斜地第一課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施しています。港北区では、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。

つきましては、令和7年6月より、住宅の裏のがけ地等、港北区内及び隣接区にまたがるがけ地約250箇所を調査を始めます。がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査するにあたり、神奈川県が委託した作業員が土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

なお、作業員は身分証明書を携帯し、腕章を付けています。

がけ地調査の資料を送付しますので、周知をお願いします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 問合せ

神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課

電話：411-2520

2 自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について（周知依頼）〔資料2〕

大野 防災まちづくり推進課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和7年3月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

表 令和7年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）【港北区該当部分のみ】

項目		対策地域	その他
防災広場	補助率	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	150万円	<u>75万円</u> （なし）
その他（避難経路、防災設備）	補助率	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	30～50万円	<u>15～25万円</u> （なし）

※（ ）内は令和6年度の補助内容

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性の高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】

港北区：該当なし

【対策地域】

港北区：

菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、篠原東一丁目、篠原東二丁目、篠原東三丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、高田東一丁目、高田東四丁目、綱島西五丁目、仲手原二丁目、錦が丘、日吉本町四丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目

(3) 問合せ

都市整備局防災まちづくり推進課 担当：大野、瓦谷

電話：671-3595 / メール：tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

3 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内について（周知依頼）【市連会報告】

【資料3】

海野 地域防災課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

※港北区域内は全て一部補助となります

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

(3) 問合せ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者） 電話：0120-993-918

FAX：0258-25-2782 /メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

4 家具転倒防止対策助成事業のご案内について（周知依頼）【市連会報告】[資料4]

海野 地域防災課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和7年6月1日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和7年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

※港北区域内は全て一部補助となります

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

(3) 問合せ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店（横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者）

電話：03-5438-5511 / FAX：03-5438-5515

5 よこはまテレビ・プッシュについて（掲示依頼）【市連会報告】[資料5]

直井 緊急対策課システム担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

(2) 補助制度の概要

① 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

② 対象者

「横浜市民」かつ「災害情報の取得に不安を感じている方」

③ 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

④ その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

(3) お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話）03-6670-2114（受付時間 9:30～18:00 土日祝除く） （メール）info@itscom.jp

(4) 問合せ

総務局緊急対策課 担当：中尾、山口

電話：671-2143 / FAX：641-1677 / メール：so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

6 令和7年度共同募金運動の資材数調査について（概要説明）〔資料6〕

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

◆ 資料は後日、社会福祉協議会より郵送します。

今年度も10月より共同募金運動を展開する予定でございますが、募金封筒等の資材の希望数につきまして、自治会町内会ごとに回答を依頼いたします。調査票は、各自治会町内会へ個別に送付させていただきますので、依頼内容についてご承知おきください。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しますので、調査票のご回答をお願いいたします。

(2) 回答方法

各自治会町内会へ送付する調査票にご記入の上、入力フォーム、郵送、窓口持参、FAXのいずれかで回答ください。（FAX以外の方法による場合は控えとしてコピーなどを保管）

(3) 回答期限

① 資材調査票 令和7年6月30日（月）

② 資材送付内容の変更（変更が生じた場合のみ） 随時

(4) 提出先

神奈川県共同募金会横浜市港北区支会事務局（港北区社会福祉協議会内）あて

(5) 回答後に修正・変更が生じた場合（会長交代、送付先変更、数量変更等）

調査票に変更箇所を加筆修正いただき、郵送、窓口持参、FAXにて随時事務局へ連絡ください。

(6) 問合せ

神奈川県共同募金会横浜市港北区支会事務局 事務担当：天倉・飯塚

電話：547-2324 / FAX：531-9561

7 令和7年度日本赤十字募金について（概要説明）〔資料7〕

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

◆ 資料は後日、社会福祉協議会より郵送します。

毎年5～6月を赤十字運動推進期間として、募金活動のご依頼をさせていただいております。つきましては、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに募金資材をお送りします。

募金活動へのご協力についてよろしくお願いいたします。

(2) 募金推進期間

令和7年5～7月（募金資材は5月末に発送させていただきます）

※推進期間は設けておりますが、昨年度同様に地域の実情に合わせて、柔軟にご対応ください。

(3) 募金方法

戸別訪問（回覧板等）、自治会町内会費からの募金

※目安額は災害救護事業などを計画的に行うために設けられ、募金は任意であり、あくまでも目安ですので、寄付者に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願い申し上げます。

(4) 募金額

① 令和7年度募集目安額(港北区全体) 20,970,000 円

② 会費募金の一世帯あたりの金額（目安額）

200 円程度をご協力いただければ上記の募集目安額となります。

(5) 送金期限及び方法

① 送金期限：7月28日（月）

※なお、送金期限を設けておりますが、地域の実情に合わせて活動してください。

期限内のご送金が難しい場合は、事務局までご相談ください。

② 送金方法：下記口座へお振込みください。

口座振込	横浜銀行 大倉山支店 普通預金 口座番号 0259341 口座名義 港北区日赤募金事務局
------	--

※同封の専用振込用紙をご利用いただきますと手数料がかかりません。

※事務局での直接受付はご遠慮いただいております。

募金協力自治会・町内会に対しては事務費を交付しておりますが、1月以降の入金については今年度内に交付できないことがありますので、ご了承ください。

(6) 問合せ

港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206 港北区社会福祉協議会内

担当：天倉・入江

電話：547-2324 / FAX：531-9561

8 「令和7年度 港北区運営方針」の策定について（周知依頼）[資料8]

萩原 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

このたび「令和7年度 港北区運営方針」を策定しましたので、ご報告します。

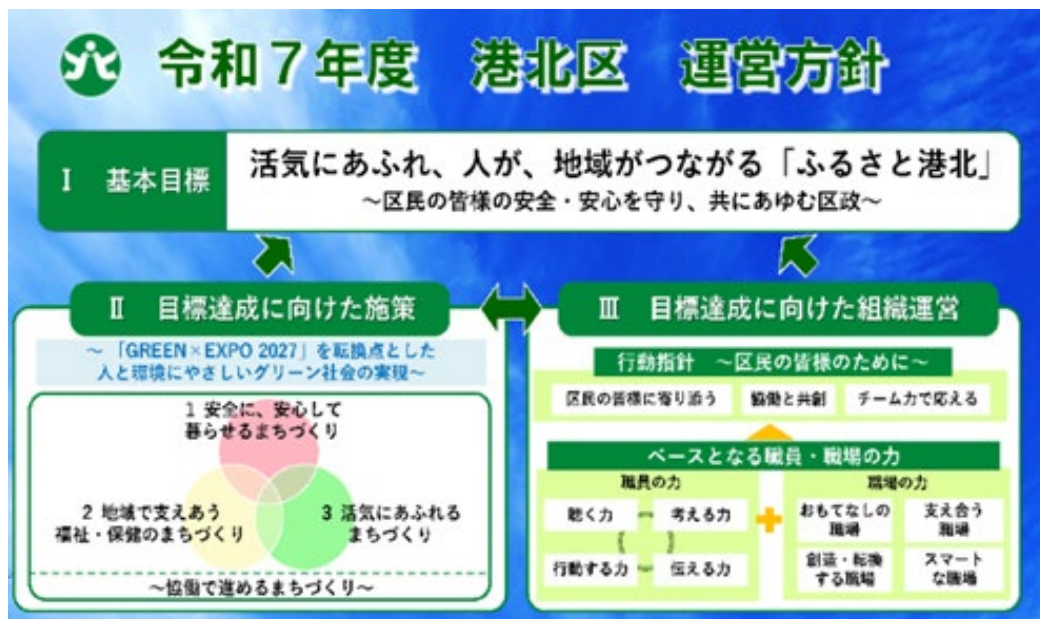
区民の皆様にこのまちを「ふるさと」と感じていただけるよう区役所一丸となって取り組んで参りますので、引き続きのご理解・ご協力をお願いいたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 「令和7年度 港北区運営方針」の全体像



詳細は、以下のページからご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kusei/uneihoshin-yosan/unei/r7uneihoushin.html>
(もしくは、「港北区 令和7年度 運営方針」で検索)

(3) 問合せ

港北区区政推進課企画調整係 担当：笠原、藤原

電話：540-2230 / メール：ko-kikaku@city.yokohama.lg.jp

9 令和7年度港北消防団夏季訓練会の開催について（情報提供） [資料9]

伊藤 総務・予防課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

万緑の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から消防団活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、港北消防団の日頃の訓練成果を披露するため、「港北消防団夏季訓練会」を次のとおり開催いたします。

つきましては、ご来賓の皆様から激励をいただきたく、誠に恐縮とは存じますが、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

(2) 日時

令和7年7月6日（日） 午前10時00分から正午まで
(小雨決行 荒天時中止)

(3) 場所

横浜市交通局新羽車両基地 港北区北新横浜1-12-1
市営地下鉄ブルーライン 北新横浜駅から徒歩約5分

(4) 参加消防団員等

- ① 消防団員 約 400 人
- ② 消防団小型ポンプ積載車 39 台

(5) 訓練実施項目

- ① 消火基本訓練
- ② 小型ポンプ操法展示
- ③ 訓練礼式
- ④ 資機材取扱訓練
- ⑤ スタンドパイプ初期消火訓練
- ⑥ 応用送水訓練
- ⑦ 一斉放水訓練

(6) その他

- ① お車でお越しの際は別添の駐車証を必ずご持参のうえ、係員の案内に従っていただくようお願いいたします。駐車台数に限りがありますので極力乗り合わせでお願いします。
- ② 荒天による中止は、当日 6 時 00 分に決定します。その際は、担当者から連絡いたします。

(7) 問合せ

港北消防署消防団係 担当：藤田、杉阪、寺西
電話：546-0119

10 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について (協力依頼)【市連会報告】【資料 10】

郷原 福祉保健課長

◆ 資料は福祉保健課から別途自治会町内会あてに送付します。

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

令和 7 年 2 月の市連会定例会にてご報告させていただきました民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長のご協力をお願いします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

(2) 依頼事項

- ① 推薦準備会の開催

② 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦

③ 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6月から8月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続については、5～6月に各区福祉保健課から自治会町内会長、地区連合町内会長あてご案内いたします。	
書類の提出	候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。	
委嘱日	令和7（2025）年12月1日	

(3) 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

① 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することが可能（設置も可能）となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ① 全候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している
- ③ 地区民児協の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している

② 候補者の選考にあたっては資格要件（適任者、年齢要件、居住要件）をご確認ください。

【年齢要件の特例について】

※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。（条件あり）

【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある
- ③地区民児協の代表（会長）の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

③ 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分なお説明をお願いします。

④ 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、ご留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人にご説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

(4) チラシのご活用について【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介するチラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

(5) バトンタッチサポーター（仮称）について【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

(6) 問合せ

港北区福祉保健課運営企画係 担当：枇榔（びろう）、清水、谷川

電話：540-2339 / FAX：540-2368 / メール：ko-minkyo@city.yokohama.lg.jp

**11 「デジタルプラットフォーム」を活用した意見募集の実施に係る周知について
（周知依頼）【市連会報告】 【資料11】**

萩原 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、web上に設ける特設ページ「デジタルプラットフォーム」を活用して、港北区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

多くの皆様からの投稿をお待ちしております。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 実施概要

① 意見募集期間

令和7年6月11日(水)10:00～令和7年7月10日(木)23:59

② ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

(もしくは、「横浜市 デジタルプラットフォーム」で検索)

※ 募集開始日時になりましたら、上記ページからアクセスが可能となります。

③ 意見投稿できる人

港北区在住の方

※ 意見投稿は、事前のユーザー登録・ログインが必要です。

※ 同様の意見募集は、市内各区で実施します。

(3) 問合せ

港北区区政推進課企画調整係 担当：笠原、藤原

電話：540-2230 / メール：ko-kikaku@city.yokohama.lg.jp

12 令和7年度「港北区防災キャラバン」のお知らせについて（周知依頼）[資料12]

吉田 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

平成18年度から実施している防災出前講座「港北区防災キャラバン」は、15年以上に渡って多くの自治会町内会様からお申込みをいただき、受講者の皆さまの防災に関する知識や意識向上にお役立ていただいております。

令和4年度からは、マンションならではの防災対策や、災害時の食事、トイレの問題など、生活に身近なテーマを追加し、関東大震災の発生から100年の節目を迎えた令和5年度は、「知的障害や自閉症のある人への支援」という新たなテーマを加え、受講者の皆さまから好評の声をいただきました。

令和7年度は、全7テーマをご用意しておりますので、地域の皆さまの災害への備えを進めていただくため、お申込みのご検討をよろしくお願いいたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 申込方法

別添の「防災キャラバン申込書」に必要事項をご記入いただき、港北区役所総務課防災担当までEメールまたはFAXでご送付ください（その他の方法でお申込みを希望される場合は、お電話にてご相談ください）。

(3) 申込期限及び実施期間

申込期間：令和7年6月10日（火）から10月31日（金）まで

実施期間：令和7年12月19日（金）まで

※実施に向けた調整期間を確保するため、実施予定日の2か月前を目安にお申し込みください。

※申込書の受理後、区役所が講師と日程等の調整を行い、実施の可否を決定します。

※実施決定後、必要に応じて講師、実施団体及び区役所の3者による事前調整・打ち合わせ（原則、土日祝日を除いた日に実施）を行います。

(4) その他

- ・原則として先着順に実施の調整を行います。
- ・多数のお申込みがあった場合、申込期間中であっても予算の執行状況により受付を終了する場合があります。
- ・講師の日程上の都合等により、実施のご希望に沿えない場合があります。
- ・その他、不明点等がございましたら、総務課防災担当までご連絡ください。

【テーマ一覧】

番号	テーマ	所要時間	概要	講師
1	知的障害や自閉症のある人への支援	30 分	災害時の知的障害や自閉症のある方向けの支援について当事者からの講義や、コミュニケーションボードの使用法説明等	セイフティーネットプロジェクト横浜 (横浜市障害者支援センター)
2	河川防災	60 分	鶴見川水系の河川防災に関する基礎知識についての講義	国土交通省 京浜河川事務所等
3	建築物の防災	60～90 分	①木造住宅の危険性の正確な理解と安全対策についての講義 ②既存ブロック塀等の安全点検についての講義	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 ・ 横浜市建築局 建築防災課
4※	首都直下地震や風水害を克服する防災まちづくり	60～120 分	地域の地形地質と災害リスクの読み取りから、被害を最小限にする防災組織と連携づくり、地区防災計画の作成等を講義・助言	防災士 元港北区内小学校 校長 鷺山 龍太郎氏
5※	マンション防災	60～120 分	マンションでの在宅避難について、実践的な備え方を講義 ※事前打合せ兼相談会の実施を予定しています	マンション防災士 釜石 徹氏
6※	防災食	60～120 分	在宅災害の備えや食料のローリングストック、備蓄品のおいしい調理方法についての講義・体験	管理栄養士・防災士 災害食専門員 (株) オフィスRM 代表取締役 今泉 マユ子氏

7※	発災時のトイレ問題	60～120 分	災害時に安心して使用できるトイレ環境の確保についての講義	(特非) 日本トイレ研究所 代表理事 加藤 篤氏
----	-----------	----------	------------------------------	-----------------------------

※ 4、5、6、7については、20 名以上のご参加を目安に、お申込みをお願い致します（連合単位でのお申込みも可能）。また、会場の確保が難しい場合には、担当にご相談ください。

(5) 問合せ

港北区総務課防災担当 担当：今井、渡部

FAX:540-2209 / （電話：546-2206） / メール：ko-bousai@city.yokohama.lg.jp

13 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について（情報提供）【市連会報告】

【資料 13】

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

(2) チラシについて

別紙のとおり

(3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～9 月 30 日（火）

※予算上限に達し次第、受付を終了します。申請はお早めをお願いします。

- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円 ※2

※1 電球形 LED ランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

[横浜市 会館脱炭素](#) [検索](#)

(4) 補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：0 4 5－4 5 1－7 7 4 0

受付時間：平日 9:00～17:00

14 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金等申請事務説明会の開催について (情報提供) [資料 14]

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

日ごろより港北区の地域振興にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様の活動の支援し、住みよい地域社会の形成につなげるため、令和7年度も引き続き標記補助金を交付いたします。

つきましては、地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金等の申請事務に関する説明会を開催しますので、ご希望の回を下記問合せ・申込先までご連絡くださいますようお願いいたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

(2) 日時・場所

	開催日時		会場
第1回	6月11日(水)	午後2時から4時まで	港北区役所4階1号会議室 (予定)
第2回	6月11日(水)	午後7時から9時まで	
第3回	6月14日(土)	午前10時から12時まで	
第4回	6月14日(土)	午後1時から3時まで	

※出席を希望される方は、ご希望の回を下記問合せ・申込先へ電話・FAX・Emailのいずれかによりご連絡ください。【申込締切：6月9日(月)】

※1単会2名までのご出席、受付は先着順となります。

ご希望の日時に沿わない可能性もありますので予めご了承ください。

(3) 内容

① 地域活動推進費補助金 申請事務について

② 地域防犯灯維持管理費補助金 申請事務について

③ 地域の防犯力向上緊急補助金(防犯緊急補助金) 申請事務について

(4) その他

駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

(5) 問合せ

港北区地域振興課地域活動係 担当：山口、道岡、毛呂、若杉

電話：540-2234 / FAX：540-2245 / メール：ko-chishin@city.yokohama.lg.jp

15 「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願いについて (協力依頼)【市連会報告】[資料 15]

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

3月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。（5月7日現在：電子申請 890 件、郵送等 825 件、合計 1,715 件 回答率 60.7%）（前回（令和2年度）回答率：90.5%）

回答期限につきまして、6月6日（金）まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。（既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。）

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

(2) 回答期限

令和7年6月6日（金） **【期限を延長しました】**

(3) 回答方法

①または②の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

① スマートフォン等の場合

下の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



② パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、当該アンケートを選択して回答してください。

※横浜市電子申請・届出システムは検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

③ 郵送の場合

3月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

(4) 問合せ

市民局地域活動推進課

電話：671-2317 / FAX：664-0734 / メール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

16 鋼管ポール防犯灯の全数点検について（情報提供）【市連会報告】[資料 16]

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和7年度に市所管の鋼管ポール防犯灯約2万灯の全数点検調査を行います。点検に際して、作業者が私有地へ立ち入ることもあるため、着用する腕章のデザイン等、作業者の特徴の周知を

行います。また、点検調査により既設ポールに著しく劣化が見られた場合、安全を考慮し撤去を行うこと及び撤去後の対応についても周知を行います。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

(2) 点検スケジュール

令和7年6月～令和8年1月

(3) 点検業者

株式会社カワデン

※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。

※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

※見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。

① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議（＊）させていただきます。

＊ 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

(4) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。

② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。

(5) 問合せ

市民局地域防犯支援課

電話：671-3709 / FAX：671-0734 / メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

17 掲示依頼

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

- ・よこはまぐらしナビ6・7月号（資料17）
- ・よこはまテレビ・プッシュについて（再掲）

5月の合同メールは5月23日（金）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索



港北区連合町内会 5月定例会 資料一覧

- 1 土砂災害警戒区域等の区域の見直しに関する現地調査について（周知依頼）〔資料1〕
- 2 自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について（周知依頼）〔資料2〕
- 3 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内について（周知依頼）【市連会報告】〔資料3〕
- 4 家具転倒防止対策助成事業のご案内について（周知依頼）【市連会報告】〔資料4〕
- 5 よこはまテレビ・プッシュ について（掲示依頼）【市連会報告】〔資料5〕
- 6 令和7年度共同募金運動の資材数調査について（概要説明）〔資料6〕
- 7 令和7年度日本赤十字募金について（概要説明）〔資料7〕
- 8 「令和7年度 港北区運営方針」の策定について（周知依頼）〔資料8〕
- 9 令和7年度港北消防団夏季訓練会の開催について（情報提供）〔資料9〕
- 10 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（協力依頼）【市連会報告】〔資料10〕
- 11 「デジタルプラットフォーム」を活用した意見募集の実施に係る周知について（周知依頼）【市連会報告】〔資料11〕
- 12 令和7年度「港北区防災キャラバン」のお知らせについて（周知依頼）〔資料12〕
- 13 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について（情報提供）【市連会報告】〔資料13〕
- 14 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金等申請事務説明会の開催について（情報提供）〔資料14〕
- 15 「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願いについて（協力依頼）【市連会報告】〔資料15〕
- 16 鋼管ポール防犯灯の全数点検について（情報提供）【市連会報告】〔資料16〕
- 17 よこはまくらしナビ6・7月号〔資料17〕